

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊広県第108号

令和7年3月27日

被害者等の経済的負担軽減等のための公費支出要領の一部改正について（通達）

見出しのことについては、「被害者等の経済的負担軽減等のための公費支出要領の一部改正について（通達）」（令和3年6月16日付け熊広県第323号）に基づき運用してきたところであるが、その一部を見直し、別添「被害者等の経済的負担軽減等のための公費支出要領」を一部改正することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、本通達の施行をもって廃止する。

## 別添

### 被害者等の経済的負担軽減等のための公費支出要領

#### 1 趣旨

この要領は、犯罪による直接的被害のみならず、経済的・精神的被害等の二次的被害に苦しめられている犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の経済的負担及び精神的被害の軽減を図るとともに、被害者等の捜査活動に対する協力を確保することを目的として、医療機関において係る費用の一部を公費で支出するために必要な事項を定めるものとする。

#### 2 公費支出対象事件

##### (1) 身体犯罪

- ア 殺人罪（刑法第199条の罪であり、未遂を含む。）
- イ 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- ウ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- エ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- オ 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）

##### (2) 性犯罪

- ア 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- イ 不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- ウ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む）
- エ 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- オ 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）

##### (3) 自動車損害賠償責任保険又は政府補償事業が適用されない交通事件・事故のうち、次の交通事件・事故に該当するもの

###### ア 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

###### イ ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

###### ウ 交通死亡事故

車両等の交通による人の死亡があった事故のうち、死体検案書の作成を必要としたもので、被害者の過失の程度等を勘案し、支出が適当と認めたもの

###### エ 危険運転致死傷罪等に該当する事件

ア、イ、ウのほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致傷罪（同

法第6条第2項)に該当する事件

- (4) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの(交通事故事件に係るものを除く。)
- (5) その他警察署長又は高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)が支出の必要性を認めた事件(本部の事件を主管する課の長及び警察本部広報県民課長(以下「本部事件主管課長等」という。)と協議して決定するものとする。)

### 3 公費支出の適用除外

警察署長等は、前2の公費支出対象事件であっても、被害者等が次に掲げる事項に該当するときは、公費による支出を行わないことができるものとする。

なお、警察署長等は、支出の可否判断に際しては、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨に則ることとし、判断に迷う場合は、事前に本部事件主管課長等と協議し、支出の可否を判断するものとする。

- (1) 公費による支出を希望しない場合

- (2) 犯罪被害と認められない場合

- (3) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係及び養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)がある場合(性犯罪を除く。)。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき。

イ 18歳未満の者が支給対象者となるとき(加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときを除く。)。

ウ その他の事情により支出することが相当と認められる事情があるとき。

- (4) 前(1)から(3)までのほか、支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

### 4 公費支出項目及び範囲

公費により支出できる範囲は、公費支出対象事件の犯罪被害による、次の項目に係る経費の実費額とする(各罪種別の支出項目及び範囲については【表-1】参照)。

#### (1) 診断書料

診断書1通分を作成するための費用をいう。ただし、警察署長等は、負傷の部位により、被害者等が複数の医療機関で診察した場合で、診断書が2通以上必要な場合は、事前に本部事件主管課長等と協議するものとする。

#### (2) 往診料

医療機関における診察が困難であると認められる場合に限る。

#### (3) 死体検案書料

前2の公費支出対象事件のうち、致死の結果を伴う場合で、埋葬のため、役場等に提出しなければならない1通分に限る。

#### (4) 処置費用

公費支出対象事件のうち、犯罪行為に起因した外傷に対する処置に要した費用(処置料、検査料、投薬料等)については、初診時に係る費用(入院費は除

く。) とし、性犯罪を除く身体犯罪の場合は、1事件当たりの支出額は、10,000円以下とする。ただし、負傷状況により複数の診療科目又は医療機関の診察を要する場合は、事件主管課長等と協議して決定するものとする。

(5) 初診料

公費支出対象事件のうち性犯罪の初診料については、医療機関における診察が必要な場合に限る。

(6) 鑑定資料採取費用

公費支出対象事件のうち性犯罪の鑑定資料採取費用については、鑑定資料の採取が必要な場合に限る。

(7) 緊急避妊措置料

公費支出対象事件のうち性犯罪の緊急避妊措置料については、医師が必要と認め行われた避妊のための措置（投薬、洗浄等）に要した費用であって、原則として初診を受けた医療機関における1回のみの措置に要したものに限る。

(8) 性感染症検査料

公費支出対象事件のうち性犯罪の性感染症検査料については、医療機関で行われた性感染症（淋病、梅毒、クラミジア、B型肝炎及び後天性免疫不全症候群（以下「HIV」という。））に係る検査に要した費用（検査結果の確認に係る費用を含む。）であって、原則として初診を受けた医療機関における各検査1回に要したものに限る。

【表-1】

	身体犯罪	性犯罪	交通事件・事故	結果的加重犯	警察署長等認めた事件
診断書料	○	○	○	○	支出項目及び範囲についても本部事件主管課長等と協議して決定する
往診料	○	○	○	○	
死体検案書料	○	○	○	○	
処置費用	○(※)	外傷がある場合 ○	—	○(※)	
初診料	—	○	—	—	
鑑定資料採取費用	—	○	—	—	
緊急避妊措置料	—	○	—	—	
性感染症検査料 (検査結果の確認に係る費用を含む)	—	○	—	—	

○：支出可　－：支出不可　(※)：上限額あり

5 支出手続

警察署長等は公費支出対象事件を認知し、本要領に基づく公費支出が適当と判断した場合は、被害者等に対して公費支出制度の趣旨を説明し、被害者等が公費による支出を希望した場合は、次の支出手続を行うものとする。

### (1) 医療機関に対する支出手続

ア 警察署にあっては事件捜査を担当する課の長、高速道路交通警察隊にあっては隊長補佐（以下「事件担当課長等」という。）は、「公費支出実施伺い書（医療機関用）」（別記様式第1号）（以下「実施伺い書」という。）を作成し、警察署長等の実施決定を受けるものとする。

なお、実施に当たっては、支出担当課等（警察署にあっては会計課（係）又は、総務・会計課、高速道路交通警察隊にあっては庶務係）及び被害者支援担当係等（警察署にあっては被害者支援係、高速道路交通警察隊にあっては企画教養係）の合議を受けること。

イ 事件担当課長等は、医療機関から「請求書」（別記様式第2号）を受領し、「実施伺い書」とともに、支出担当課等に速やかに提出するものとする。

ウ 提出を受けた支出担当課等は、警察署長等に対し公費支出の伺いを行い、支出決定の後、熊本県会計規則（昭和60年3月26日規則第11号）等に定めるところにより、支出手続を行うものとする。

### (2) 性犯罪以外の犯罪被害者等に対する支出手続

ア 事件担当課長等は、被害者等から医療機関への支払金額が確認できる書類（領収書等）を添付した「請求書」（別記様式第3号（性犯罪以外の被害者等用））を受領の上、「公費支出伺い書（被害者等用）」（別記様式第4号）を作成し、支出担当課等及び被害者支援担当係等の合議を受けた上、警察署長等の支出決定を受けるものとする。ただし、被害者等が未成年の場合は、法定代理人（保護者等）の同意を得るなどし、紛議が生じないようにしておくこと。

イ 事件担当課長等は、支出決定後、速やかに関係書類を支出担当課等へ提出するものとし、提出を受けた支出担当課等は、熊本県会計規則等に定めるところにより、支出手続を行うものとする。

### (3) 性犯罪被害者等に対する支出手続

ア 事件担当課長等は、被害者等から医療機関への支払金額が確認できる書類（領収書等）を添付した「請求書」（別記様式第5号（性犯罪被害者等用））を受領の上、「公費支出伺い書（被害者等用）」（別記様式第4号）を作成し、支出担当課等及び被害者支援担当係等の合議を受けた上、警察署長等の支出決定を受けるものとする。ただし、被害者等が未成年の場合は、法定代理人（保護者等）の同意を得るなどし、紛議が生じないようにしておくこと。

イ 事件担当課長等は、支出決定後、速やかに関係書類を支出担当課等へ提出するものとし、提出を受けた支出担当課等は、熊本県会計規則等に定める資金前渡払いにより、支出手続を行うものとする。

## 6 被害者支援管理システムへの入力

警察署長等は、本要領に基づく公費支出を行った場合は、事件担当課長等に対し、当該事件の被害者等に対する支出状況、支出金額等について、被害者支援管理システムに入力させなければならない。

なお、支出金額の入力に際しては、「請求書」を確認し、誤りがないよう留意す

ること。

## 7 留意事項

- (1) 事件担当課長等は、本要領に基づく公費支出が必要と認めた場合、直ちに支出担当課等に公費支出に必要な事項等を連絡し、予算の確認を行うとともに、支出手続において支出担当課等との緊密な連携を図ること。
- (2) 警察署長等は、事件を担当する被害者支援要員から、医療機関に対して、公費支出可能な項目等についての説明を確実に行わせること。
- (3) 被害者等への教示と事務手続を確実に行い、決して警察職員の不作為によつて支出漏れがないように配意すること。
- (4) 本件支出に係る年度区分は、「請求書」が到着した日の属する年度とする。

※ 別記様式（略）